

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○前田憲秀君 皆さんこんにちは。熊本市第二選挙区、公明党の前田憲秀でございます。

今回で19回目の質問になりました。前回の反省から、少し余裕を持って、絞った質問をと取り組んでおったんですが、結果的には盛りだくさんの内容になってしまいました。しっかり最後まで取り組みたいと思います。

今日は、県議会同期の緒方副議長が初めて本会議を指揮する最初の質問ということで、大変光栄に思っております。時間の配分もよろしくお願ひしたいと思います。

早速通告に従いまして質問をさせていただきます。

知事、執行部の皆様方には、いつも以上に明快で、わくわくするような答弁をお願いいたします。

一番目の質問です。

介護職員処遇改善等に関する県の考え方について質問いたします。

熊本県下の介護職員数は、令和2年度まで右肩上がり、その数3万2,396人をピークに、その後減少傾向にあります。昨年、介護報酬改定に向けて、介護職員の月額平均6,000円程度の賃上げが行われるとともに、それまで3つの制度に分かれていた処遇改善加算が一本化されましたが、介護職の処遇はまだまだ厳しい状況です。

介護職の平均給与は、全業種の平均より約8万円低いと言われ、昨年の春闘の平均賃上げ率が5.1%だったのに対し、介護分野は、報酬改定による令和6年度の賃上げ率の目安は2.5%にとどまっています。

このような状況において、今年2月には、令和6年度の国の経済対策を受けて、介護職員の賃金引上げなど、処遇改善への取組に対する支援として、13億1,700万円が予算化されています。この事業は、県が主体となり実施しており、事業所に対する補助額は、常勤の介護職員1人当たり5万4,000円相当になると言われています。

介護事業所は、公定価格である介護報酬により運営されるため、物価高の影響を価格に転嫁できません。このため、介護職員らへの一時金などに使えるこの補助金の意義は大きいのではないかと考えられます。

要件は、事業所が職員の賃上げなどの取組に対する介護報酬の処遇改善加算を受けていること、業務の見直しなどによる職場環境の改善を既に実施または計画していることが補助金の支給要件と聞いています。こうした取組は、介護人材の確保に欠かせないものと考えられます。

さらに、介護需要が高まる中で担い手を確保するには、補助金を処遇改善の一助とするとともに、持続的な賃上げに加え、ICTやロボットを活用した業務負担の軽減などを進める必要があります。

県は、今年4月に、くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターを開設し、介護サービスの質の向上、介護人材の確保、定着を目指し、介護サービス事業者における業務改善や介護テクノロジー

一を活用した取組をワンストップで支援すると伺っています。

県ではこのような様々な取組が行われていますが、令和6年度の国の経済対策による補助金が介護職員の処遇改善にどのように寄与すると考えておられるのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

また、中でも、訪問介護事業所においては、介護報酬改定で基本報酬が引下げとなり、特に厳しい状況にあり、国の補正予算を活用した新たな取組を始められると聞いていますが、その具体的な内容と期待する効果についても併せてお尋ねをいたします。

〔健康福祉部長下山薫さん登壇〕

○健康福祉部長(下山薫さん) まず、令和6年度の国の経済対策による介護人材確保・職場環境改善等事業を活用した補助金についてお答えします。

これまで、介護報酬における加算制度の創設や拡充がなされ、県においても、介護事業所に対する補助金を交付してきました。これにより、介護職員の給与水準は着実に上昇しているものの、他産業との格差の解消にまでは至らず、依然として処遇改善は大きな課題であると認識しています。

そのため、今年度は、人件費の改善に加え、職場環境改善に向けた業務の見直しなどの取組にもこの補助金で支援することとしています。

多くの事業所で、この補助金を活用して、職員への一時金に充てるなどが見込まれており、介護職員のさらなる所得の向上に寄与するものと考えています。

さらに、くまもと介護テクノロジー・業務改善サポートセンターを今年4月に開設いたしました。このセンターにおいて、社会保険労務士等の専門家と連携しながら、介護現場の相談対応や伴走支援などを直接行うことで、補助金による所得向上や職場環境改善の効果とも相まって、職員の定着促進や新たな人材の確保にも寄与するものと考えています。

次に、今定例会に提案している訪問介護事業所に対する新たな取組についてお答えします。

議員御指摘のとおり、訪問介護につきましても、県内でも人材不足や経営状況の悪化が見られ、特に中山間地域においては厳しい状況にあると認識しています。

そのため、新規入職者がスムーズに現場に入っていけるよう、1人での訪問に不安がある経験年数が短いホームヘルパーに先輩ヘルパーが同行する費用への助成や専門家の派遣による経営改善に向けた取組など、実態に応じた新たな支援を行っていくこととしています。

あわせて、今月4日には、知事や県議会議長とともに厚生労働省を訪問し、現場の実情に即した訪問介護に関する制度や報酬の見直しも要望してまいりました。

これらの取組を継続していくことで、訪問介護の担い手の確保や経営の安定化が図られ、ひいては、必要なサービスの提供体制の確保につながっていくものと考えています。

今後とも、介護職員の処遇改善や介護サービス事業所への支援にしっかりと取り組み、介護を必要とされる方に、住み慣れた地域で持続的に介護サービスが提供できる体制づくりに努めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 介護職員の役割は、今後ますます重要になってまいります。志を持ってその職に就いた

ものの、処遇の低さで生活が行き届かないとの話を多く聞きます。超高齢化が進む中で、介護職員の減少は何としても抑えなければならないと思っています。

質問でも述べました、介護職の給与は、公定価格で運営されているため、物価高の影響をなかなか転嫁できませんが、答弁にもありましたように、社会保険労務士等のサポート体制など処遇改善が最優先ですが、介護サービスの支援にしっかりと今後も取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、公共施設マネジメントの観点からスポーツ施設を考えると題して、1つ目、地方公会計と公共施設における民間資金の活用について、2つ目、スポーツ施設整備について、続けて質問させていただきます。

地方公会計については、平成27年1月に、総務省から、統一的な基準による地方公会計マニュアルが公表されてから10年以上が経過いたしました。総務省が毎年実施している調査によりますと、令和7年3月時点で、本県を含め95.3%の地方公共団体が財務書類を整備済みとのことです。

このように、財務書類の整備が定着し、住民への公表など情報開示等は着実に進む一方で、総務省の調査によると、公共施設マネジメント等への活用はあまり進んでいないようです。

そのような中、地方公会計情報の活用と促進を目指して、令和4年から、今後の地方公会計のあり方に関する研究会が開催され、昨年12月に報告書が取りまとめられました。この報告書では、財務書類の情報充実と固定資産台帳の整理、精緻化が改善策として示されています。

熊本県では、7万件を超える固定資産台帳が整備されていますが、今後、公共施設の維持管理や更新等に関する意思決定プロセスへの活用が期待されます。

また、内閣府は、自治体が施設の建設や運営を行う際に、官民連携、PPPや民間資金活用による社会資本整備、PFIの導入を優先的に検討するよう促しており、人口10万人以上の自治体に優先検討を求めている指針を今年6月に改定し、対象自治体を5万人以上に拡大しました。このことから、官民連携による公共施設のマネジメントが本格的に実行段階に入ったと考えられます。

そして、この公共施設マネジメントの代表例として捉えられるのが、アリーナなどのスポーツ施設ではないでしょうか。これまで、公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議が3回開催されていますが、3月に行われた第3回検討会議の議事録を拝見すると、各市町村における硬式野球場、武道館、アリーナ、サッカースタジアムの施設整備に関する構想等の有無について調査を実施し、複数の団体から回答を得ており、それらを踏まえた識者の議論となっています。

県は、2026年に整備の方向性を決める方針を説明したものの、委員からは、県有施設の老朽化は待ったなし、早く今後の方向性を示すべきだとの意見が出ています。各識者の意見を見てみても、議論はほぼ出尽くしたと思われれます。

例えば、野球場、武道館、陸上競技場などに関する意見に加え、まずは県営体育館の整備を優先すべきとの意見が多かったように感じます。熊本市との連携、費用負担の問題、スケジュールは、昨年プレゼンをした自治体や民間事業者に対しても間延び感は否めないとの意見があります。

一方では、宿泊施設、来熊者への観光、飲食の創出により、地元の雇用につながり、人材流出阻止に寄与するとの意見も出たようであります。優先順位、手法について、検討会では一定のコンセンサスが得られているように感じます。

そのような中、現在の検討作業の進捗は、自治体、民間事業者の思いに込んでいるのでしょうか。さらに、今後費用負担の問題が出てくると思われますが、民間にどれだけ費用を求めるのか等、検討作業を急ぐべきではないでしょうか。

そこでお尋ねいたします。

今後の地方公会計のあり方に関する研究会報告書を受けた今後の取組について、また、PPPやPFIに代表される民間資金の活用についてどのように考えているのか、総務部長に伺います。

そして、スポーツ施設整備に関する検討会議で示された意見をどのように感じ、どのように方向性やスケジュールを示すのか、木村知事にお尋ねをいたします。

[総務部長千田真寿君登壇]

○総務部長(千田真寿君) まず、今後の地方公会計のあり方に関する研究会の報告書を受けた取組についてお答えします。

本県では、総務省が示した統一的な基準による地方公会計マニュアルに基づく財務書類を平成30年度の決算から毎年度作成し、他団体との比較分析を含めて公表しています。

一方で、研究会報告書では、地方公会計情報の整備は進んでいるものの、活用が定着したとは言えないとされており、さらなる活用に向け改善策が示されています。

具体的には、現状、貸借対照表に資産として計上されていない県が管理する国道など所有外管理資産の計上や、総額表示となっている地方債の内訳として、普通交付税の代替財源である臨時財政対策債の表示など、財務書類の情報の充実が必要とされています。

また、固定資産台帳についても、法定耐用年数が異なる建物と設備は、建物一式での記載ではなく、更新を行う単位ごとの計上など、固定資産台帳の整理、精緻化も必要とされています。

これらについて、令和8年度決算を対象とした財務書類までに整備することが求められているところです。

このため、本県においては、公共施設のマネジメントや中長期的な財政運営の改善にも資するよう、本年3月に改定された総務省のマニュアルを踏まえ、できるだけ早い段階で固定資産台帳の整備やシステムの改修等を行うことにより、地方公会計情報のより一層の活用に取り組んでまいります。

次に、民間資金の活用についてお答えします。

県有施設の整備と管理に当たっては、県民サービスの向上を図りながら、行政の効率化や財政負担の軽減を進める必要があります。

県では、平成29年3月に熊本県公共施設等総合管理計画を策定し、量の見直しを行う総量最適化、使い方の見直しを行う効率的活用、そして、質の見直しを行う長寿命化の3つの視点に沿った取組を進めています。

効率的活用の一つとして、PPP、PFI等の手法により、民間の資金や経営ノウハウ、技術力を活用し、効果的、効率的な公共施設の整備等を進めることは有効と考えています。

国は、PFI等の官民連携を推進するため、関係法令の整備や補助制度の措置等により地方公共団体の取組を後押ししており、都道府県における官民連携の事例は年々増加しています。

本県でも、事業費総額が10億円以上の施設整備においては、PFI等の官民連携手法の導入について検討することとしており、現在は、天草地域の職員住宅の更新について、事業者の公募に向けた手続を進めているところです。

この手法を取り入れることで、経済的、効率的な施設の整備、管理や事業費の圧縮に加え、民間投資の呼び込みによる地域経済の活性化にも寄与できると考えています。

今後も、PFI等官民連携手法の導入に積極的に取り組んでまいります。

[知事木村敬君登壇]

○知事(木村敬君) スポーツ施設整備についてお答え申し上げます。

これまで開催した公民連携によるスポーツ施設整備に関する検討会議では、老朽化が進む施設の現状や課題、求められる機能などについて議論を深めていただいております。

また、県内市町村等のスポーツ施設の整備構想を調査するとともに、36の競技団体やスポーツチーム、施設管理者と、施設の利用実態や改善点について意見交換を行ってまいりました。

検討会議の委員や競技関係者からは、建設当時から利用実態や競技環境が変化し、施設の機能不足が生じているという御指摘を受けております。また、スポーツをするニーズに加えて、国際大会やプロスポーツなど、ハイレベルな競技を臨場感あふれる雰囲気で見守ることができる、快適に見守ることができる、言うならばスポーツを見るニーズにも応える施設とすることで、にぎわいの創出や誘客促進など、地域経済の活性化につながるべきとの意見もございました。

スポーツは、県民の健康増進に加え、多くの人々に夢や感動を与え、将来を担う子供たちには未来への希望と力強く生きていく力を育むなど、幸せで充実した生活の実現に重要な役割を果たすものでございます。

私も、これからのスポーツ施設は、県民の活力向上とともに、国内外からの交流人口を引き寄せるまちづくりの拠点、熊本新時代を共に創る、創造していく基盤の一つになると考えております。

そのため、老朽化が進む数あるスポーツ施設の中で、優先順位を明確にしつつ、関係者とともに、その再生を進めることが重要だと認識しております。

私は、昨年の知事選でのマニフェストにおいては、知事の任期中、すなわち2028年までの間に方向性を出すとしておりましたが、県民の期待の高さもあり、2026年度に前倒しをしたところでございます。

しかしながら、議員御指摘のとおり、これまでの検討会議での議論において論点整理も大分進んできたと思いますので、そろそろ検討会議としての御意見を取りまとめいただく時期に来ているのではないかと、こちらから打診しているということを御報告申し上げたいと思います。

県としては、検討会議からの御意見等を踏まえ、できる限り早期に方向性を決定していきたいと思っ

ております。

以上でございます。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 統一的基準による地方公会計が公表されて10年が経過しました。一般の企業とほぼ同じ会計の仕組みになったわけでありますけれども、その活用となれば、まだまだこれからであるようであります。

固定資産台帳の整備で、例えば県営団地の活用策等、県有資産のさらなる有効活用は、いろいろ議論ができるんじゃないかと思っております。

答弁で、所有外管理資産だとか臨財債の話がありました。非常に議事録だけでは難しい言葉なので、このことに関しては、またじっくりと時間をかけて議論をしていきたいと思っております。

PFI等の官民連携手法の導入は、全国的に取組も進んでおります。効果的かつ効率的な公共施設の整備に積極的に移行すべきであると述べておきたいと思えます。

スポーツ施設の在り方に関しては、知事の思いと執行部にずれはないのか。前回は紹介したように、全国でアリーナ建設や構想が相次いでおります。もう皆さん御承知のとおり、愛知県のIGアリーナというところは1万5,000人収容の規模で、7月に行われます大相撲の名古屋場所でこけら落としと聞いております。また、岡山市でも、商工団体と連携して、新しいアリーナの構想が2031年を目指して動き出しましたと。ここはまた県は関与しないという話です。お隣の鹿児島県では、これもまだ構想ですけれども、桜島を臨む地に8,000人収容のコンベンションホールの話が出ていると聞きます。

どうか、知事にはわくわく感を持って、しっかりこれからも検討していただきたいというふうに思っています。

先月、県立体育館の補修工事で、一定期間閉館になります、工事費は修理費用5億円ですという記事が出ました。これは、老朽化した建物に対しての計画的な予算執行なのでありましようが、そのことと在り方検討とは全く別物なのか、わくわく感のトーンは、何か私としては下がるばかりのようで残念でありました。

木村知事には、やるのかやらないのかを含めて、前倒しのさらに前倒しで決断すべきではないかと思っております。

熊本市との連携、そして予算はどれほど見込んでいるのか、どこが負担をするのか、そういう話を出して、またいろんな議論が進むんじゃないかと思っております。引き続きよろしくお願いをしたいと思っております。

続きまして、電力需要の拡大への対応とエネルギーシフトへの挑戦、水素産業の育成について質問いたします。

TSMCをはじめ半導体産業が集積し、九州全体が新生シリコンアイランドとして発展する一方で、必要となる電力需要も増加することになります。

今年3月に国の関係機関が公表した九州の電力需要見通しによれば、今後10年間、供給が需要を上回

り、安定供給を確保できる見通しであると聞いております。

しかしながら、さらに、九州内において、JASM第3工場やデータセンターなど大量の電力を消費する施設が建設されれば、電力需要はさらに拡大し、脱炭素電源の確保が急務であります。今後拡大する電力需要とゼロカーボンを両立させるためには、再生可能エネルギーの確保が重要となるのは当然であります。

そのような中、国は今年2月、第7次エネルギー基本計画を閣議決定いたしました。計画では、我が国を取り巻くエネルギー情勢の変化を踏まえ、エネルギーの安定供給と脱炭素を両立する観点から、バランスの取れた電源構成を目指し、再生可能エネルギーを最大限導入することとされています。

そして、この再生可能エネルギーの中でも大きな割合を占める太陽光発電については、需要を供給が上回る時間帯など、出力抑制として電気が供給できない状態が発生しており、これが令和5年度で136回、令和6年度で128回と、年間3割を超える日数で余剰電力が発生しています。

私は、この出力抑制で無駄になる余剰電力を活用し、水素を製造し、CO₂を排出しない燃料として利活用する、再エネ電力を最大限活用した水素社会に向けた取組が重要だと、これまでも訴えてまいりました。

国も、水素等は幅広い分野での活用が期待される鍵となるエネルギーと位置づけており、昨年5月に設立した水素社会推進法に基づき、価格差に着目した支援等により、サプライチェーンの構築、コストの低減と利用の拡大を両輪で進めていくとしています。

また、国は、水素モビリティの導入を促進するため、重点地域を設定し、先行需要を創出するとともに、周辺需要の喚起を図っていくこととし、5つの重点地域を選定しました。

県庁に設置されていた水素ステーションが撤去され、水素に関する取組が後退するのではないかと心配することもありましたが、県では、昨年度から水素の利活用に向けた意見交換会を開催し、さらに、本年度はカナダのエドモントンで開催されたカナダ水素会議にも参加されており、この水素に対する新たな県の動きに期待しているところです。

私は、何とか県には水素社会の実現に向け取り組んでいただきたいと思っています。

そこでお尋ねいたします。

電力需要の拡大に対し、水素の利活用についてどのように考えておられるのでしょうか。また、余剰電力での水素製造や今後の水素活用に向けて、県が開催している意見交換会でどのような検討を行っているのでしょうか。カナダ水素会議で紹介された先進的な取組を踏まえ、県として水素利活用に向け、今後どのように進めていくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 本県の第2次熊本県総合エネルギー計画では、2030年度に県内消費電力の50%を再エネ電力にする目標を掲げています。この目標を達成するためには、半導体産業等の集積に伴う電力需要の増加に対応できるよう、さらなる再生可能エネルギーの確保に向けて取り組む必要がございます。

一方で、県内の再エネの約半分を占める太陽光発電は、日中に発電が集中するため、発電量が電力使用量を超える場合など、余剰電力が生じます。再エネの拡大には、この余剰電力を無駄なく活用する必要があり、その方法の一つとして、水素の製造と石油、ガスの代替燃料としての活用があると考えています。

また、水素社会の実現には、民間事業者と連携した取組が不可欠であるため、昨年度から、県内事業者等を交えた意見交換会を開催し、余剰電力を活用した水素製造を含め、水素利活用の具体的な可能性について議論を行っています。

今年度も、6月4日に開催し、県内のエネルギー使用が多い企業や半導体関連企業が集積する工業団地等に対する水素利活用のニーズ調査のための実施方法を協議いたしました。

さらに、カナダで実証中の既存のディーゼルエンジンを改造し、軽油と水素のハイブリッドで走るエドモントン市営バスなど、既存の社会資本を活用した水素活用の取組なども意見交換会で報告し、協議を行ったところです。

今後は、県内企業のニーズ調査の結果を踏まえ、意見交換会でより効率的で具体的な水素利活用策となるよう議論を深め、水素社会の実現に向けて必要とされる取組を進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 半導体産業の集積に伴う電力需要の増加に対応できるよう、さらなる再生可能エネルギーの確保に向けて取り組む必要があるとの御答弁でありました。

水素の利活用の議論も進め、水素社会の実現に向けて必要とされる取組を進めるとのこと。さきの5つの重点地域、福岡の周辺需要の喚起地として、熊本がエネルギーシフトの一役を担っていただくことを強く要望させていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

不妊治療における県の取組について質問をいたします。

令和4年4月に不妊治療の保険適用が開始され、患者負担の軽減や治療機会の拡大が期待されています。この新たな状況において、県が不妊治療に取り組む方々を効果的に支援し、地域における不妊治療環境を向上させるための対策についてお尋ねしたいと思います。

まず、今回の保険適用により、不妊治療を受ける対象者が増加することが予想されますが、県は、県内の患者数の動向を把握しているのでしょうか。また、患者数の増加に対応し、質の高い医療提供を維持向上させるためには、県として、医療機関との連携、例えば、病診連携、情報共有、人材育成などの促進も必要になると思います。

とりわけ不妊治療は、身体的、精神的な負担が大きいだけでなく、治療と仕事の両立は、多くの患者にとって大きな課題です。したがって、県として、不妊治療を受ける方への支援や企業に対する不妊治療への理解促進、治療を受けやすい職場環境づくりを推進していく必要があります。

そのため、治療費助成や企業に対する啓発活動、両立支援制度導入への補助、インセンティブなど、対象者へのサポートとしての具体的な支援策は検討しているのでしょうか。

国においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てサポート企業をくるみん認定として証し、差別化をしています。さらに、より高い水準の取組を行った企業をプラチナくるみん認定とし、助成金の支給や税額控除の上乗せ等の優遇措置が受けられるほか、令和4年からは、さらに認定基準を引き上げ、トライくるみん認定企業を設けています。

県においても、結婚支援等の応援のためによかボス企業の登録を進めていますが、この制度も企業、自治体にはある程度浸透していることから、そろそろ次のステップに移る段階ではないでしょうか。国の制度を参考に、例えば、結婚支援から妊娠、子育てを応援する、仮称よかボスプレミアム企業としてランクアップしてはいかがでしょうか。

不妊治療に取り組む方々の支援はとても重要な課題です。県として、不妊治療の保険適用開始を機に、患者数の把握、医療機関との連携、仕事と両立などの様々な課題を抱えることとなる対象者のサポートにどのように取り組んでいくのか、よかボス企業の今後の在り方も含め、健康福祉部長にお尋ねをいたします。

[健康福祉部長下山薫さん登壇]

○健康福祉部長(下山薫さん) 不妊治療を受ける方を支援するための県の取組についてお答えします。

まず、令和4年度から人工授精などの一般不妊治療と体外受精などの生殖補助医療が保険適用となりました。

保険適用後の患者数の状況ですが、県内において、令和4年度及び5年度に不妊治療を受けた方は、それぞれ約3,400人となっています。そのうち、生殖補助医療を受けた方の数が増加しており、保険適用によって治療のハードルが下がり、より専門的な治療を選択する方が増えているということが推察されます。

次に、医療の質の維持向上に向けた医療機関との連携の取組については、医療関係者や学識経験者等で構成される不妊対策事業検討会を設置し、不妊治療に関する現状や課題についての共有及び人材育成のための研修等を行っています。

次に、不妊治療を受ける方をサポートする取組についてです。

まず、本人への支援としては、県では、県女性相談センターにおいて、不妊治療に関する様々な相談に対応しています。相談内容としては、先進医療費に関しては保険適用外であり、全額自己負担となるため、経済的な負担が大きいという相談が多くありました。そのため、これまで市町村に対し行っていた不妊治療費助成事業の助成対象に、今年度から新たに先進医療費を加えました。

また、仕事と両立しながら、安心して不妊治療を受けることができる環境づくりを行う企業への支援としては、国がくるみん認定企業や両立支援等助成金といった制度を設けています。県でも、こどもまんなか熊本・実現計画において、希望を叶える結婚・妊娠・出産への支援に取り組んでいます。

その中で、よかボス企業も含め、商工労働部とも連携し、広く企業、団体に対して、優良事例や支援制度を周知するといった働きかけを行うことで、休暇制度の創設などの職場における環境整備や機運醸成に努めてまいります。

引き続き、制度の周知や不妊治療への理解を深め、安心して不妊治療を受けることができる環境づくりを進めてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 不妊治療への保険適用は、答弁にもありました治療のハードルが下がり、受診者は今後とも増加すると考えられます。ただ、治療もそうですけれども、仕事や生活環境との両立が非常に大変です。規則を定めるだけでなく、相当の周辺の理解が必要であると思います。

不妊治療といっても、この議場にいらっしゃる方もどんなものなのかと思われる方もいらっしゃるかもしれません。午前中はプレコンセプションケアの議論もありましたけれども、私も実は不妊治療の経験者であります。残念ながら子供はできませんでした。ただ、肉体的にも精神的にも、負担は、その多くはやっぱり女性が負うことになります。

最近、選挙向けのSNSをよく見る機会がありますが、その中に、少子化は男女雇用機会均等法が原因だと叫ぶ人がおりました。女性は働き過ぎるなどでも言うんでしょうか。そのような発言は、ますますこの治療で何とか子供をつくりたいとの思いを踏みにじるものではないかと感じた次第でございます。

この議場にも、女性議員5人いらっしゃいますけれども、いかが思われますでしょうか。制度の周知や理解を深め、安心して治療を受けやすい環境づくりを強く求めます。よろしく願いいたします。

続きまして、5番目、GIGAスクール構想の下で整備された端末の更新等について質問いたします。

1つ目が、GIGAスクール端末の更新予定と旧端末の処分方法について、2つ目が、県庁内の情報機器を処分する際の情報流出防止についてです。

GIGAスクール構想は、2019年に始まった、児童生徒に1人1台の端末を配備し、個別最適な学び、協働的な学びを、ICT端末を活用して実現していく構想であります。

翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子供たちの学びの機会を守るため急速に普及し、一般財団法人日本環境衛生センターの資料では、GIGAスクール端末は、全国で950万台に上ると聞いています。

今後、これらの端末が順次更新時期を迎えるに当たり、国は、各種計画の策定要領において、端末更新への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等、処分について記載した計画の策定、公表を義務づけています。

国の説明では、GIGAスクール構想加速化基金を用いた、小中学校段階の1人1台端末の更新予定時期は、台数ベースで全体の8割弱が2025年度に集中しています。特に更新対象端末の処分計画の策定に当たっては、国の通知を踏まえ、処分の際には、端末に保存されている個人情報等のデータについて、各自治体の教育情報セキュリティポリシー等に基づき、確実に消去する必要があるとされました。なお、このことは、リース事業で整備されている場合も同様であります。

GIGA端末の記憶媒体には、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談アプリの履歴

が残っていたりする可能性があります。そして、保存データの抹消方法としては、物理的な破壊や磁気的な破壊、データ消去ソフトによる処理などがありますが、いずれも適切な手法で処理を行った上、データが消去されたことをきちんと確認しなければ、個人情報の流出につながりかねません。

一般社団法人産業環境管理協会によりますと、国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース、下取り等の名目で回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出され、不適切な処理による環境汚染が国際問題化しているといえます。

このような背景から、GIGAスクール端末の処分を一般競争入札で行う場合、データ消去費用を計上しないことにより、低価格入札または高値での買取りが可能な事業者や、そのような事業者への処分委託を前提としたリース事業者が入札可能になります。このため、国からは、自治体の財産処分ルールに沿って適切に処分することが求められており、小型家電リサイクル法の認定事業者等であるか、専用ソフトでの確実なデータ消去を行う、または処分台数以上の年間処理実績がある事業者など、適切な入札要件の設定が必要であると考えられます。

パソコンのデータ消去等が適切に行われなかったため、責任者が謝罪せざるを得なかった事例やデータがネットに流出した事案、また、データ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取扱いが相次いでいます。

GIGAスクール端末からデータ漏えいが生じることがないように、知事部局と教育委員会がそれぞれ縦割りに陥ることなく連携し、認定事業者等への委託及びデータ消去等に必要な予算措置などを適切に行うことが不可欠であると考えます。

このような状況において、県及び市町村において、今年度以降、GIGAスクール構想加速化基金を活用した1人1台端末を何台程度更新する予定か、また、その際、旧端末のデータ処分方法についてどのように対応しているのか、教育長にお尋ねします。

また、このGIGAスクール端末に限らず、県庁内でも個人情報を含む様々な情報が保存された機器が数多く使用されています。DXが推進される中、県庁内の情報機器を処分する際、情報流出防止についてどのように対応しているのか、デジタル戦略局理事にお尋ねをいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、端末の更新予定についてお答えします。

本県では、国のGIGAスクール構想を踏まえて整備した小中学校段階の端末が、令和6年度から順次更新時期を迎えています。そのため、県で造成した基金を用いて、今年度以降、約8万9,000台の調達を予定しています。

次に、旧端末のデータ処分方法についてお答えします。

端末の調達に当たっては、議員御指摘のとおり、旧端末の処分方法等について記載した端末整備・更新計画の策定、公表が基金活用の要件となっていることから、令和7年3月までに計画を策定し、県及び全ての市町村において公表したところです。

その中で、例えば、県教育委員会の計画では、端末のデータ消去について、リース返却後、契約事業

者において、記憶装置を復元不可能な状態または物理的な破壊を実施した旨の証明書により確認を行うこととしております。

また、全ての市町村が参加する端末の共同調達会議を開催し、調達業務の仕様書を決定しました。仕様書では、国から示された通知内容を踏まえ、小型家電リサイクル法の認定事業者等による端末の適切な処分方法を調達業務の受託希望者から提案することも求めています。

さらに、今月20日に開催する熊本県G I G Aスクール構想推進連絡協議会の中で、改めて国からの通知の周知と旧端末の個人情報の確実な消去を含む処分方法について、全ての市町村に説明を行うこととしております。

今後も引き続き、データ漏えいの未然防止など端末の適切な処分も含め、小中学校段階における1人1台端末の確実な更新に向け、市町村と連携しながらしっかりと取り組んでまいります。

[理事阪本清貴君登壇]

○理事(阪本清貴君) 県庁で使用した情報機器を処分する際の情報流出対策についてお答えします。

業務用のパソコンをはじめとする庁内の情報機器に保存されている情報の保護、特に個人情報の保護を徹底するためには、情報機器を処分する際の情報流出の防止を確実に行うことが極めて重要と認識しております。

そのため、県では、国のガイドラインを踏まえて策定した熊本県情報資産が保存された機器の廃棄時等における情報流出防止のための抹消措置ガイドラインに基づき、調達方法や用途に応じて、保存された情報を適切な方法で抹消しています。

具体的には、各職員に配備している業務用パソコンの場合は、リース期間満了後に、リース元企業において専用ソフトを使用したデータ消去を行い、また、多くの個人情報を取り扱う、いわゆるマイナンバー関係事務用のパソコンについては、ドリル等による記録媒体の物理的な破壊を行っています。

これらの作業については、担当職員による現地立会いや処理業者が発行する消去証明書により抹消措置が確実に行われたことを確認しています。

また、各所属で購入した機器の場合は、システム改革課において、購入所属職員の立会いの下で物理的な破壊を行うなど、確実なデータの抹消に取り組んでおります。

今後も、情報技術の進展等に適切に対応し、個人情報の保護、情報セキュリティの向上にしっかりと取り組みながら、本県のデジタル化、DXを推進してまいります。

[前田憲秀君登壇]

○前田憲秀君 個人情報の漏えいは、思ってもいないところから発生いたします。リース契約でも、契約業者に記憶装置を復元不可能な状態または物理的な破壊を実施した旨の証明書により確認するとの御答弁でありました。念には念を入れて、しっかり対応していただきたいと思っております。

県庁内でも、国のガイドラインに基づき、保存された情報を抹消すること。ドリル等による物理的な破壊とありましたが、私も素人ですから、ドリルで穴を空けても何か復元されるというような記憶がございます。そこは恐らく大丈夫なんだろうけれども、質問でも述べましたように、経済合理性を優

先して4割が海外へ輸出されるとの事態もしっかりと受け止め、さらなる個人情報の保護、情報セキュリティの向上に努めることを求めてまいりたいと思っております。

では、最後の質問に移ります。

事業承継に関する県の取組についてお尋ねをいたします。

本年は、いわゆる団塊の世代と呼ばれる800万人全員が75歳以上を迎え、後期高齢者が2,200万人余りと、国民の5人に1人を占める社会が到来をいたします。

また、全国的に中小企業や小規模事業者の経営者の5割以上が60歳を超える一方で、帝国データバンクが今年の2月に公表した全国の全業種約27万社を対象とした2024年の後継者動向調査によりますと、後継者がいないまたは未定とした企業の割合が52.1%を占めています。まさに、事業承継は喫緊の課題であり、中小企業等の持つ高い技術やノウハウなど、経営資源を存続させていくためには、後継者の育成、資源等の引継ぎなどの取組が必要となっています。

国において様々な事業承継に向けた取組が進められる中、特に中小企業の世代交代を後押しする事業承継税制の活用は、とても効果的なものと考えています。

この制度が始まった当初は、制度を知らないとの声も聞かれていましたので、事業承継税制の周知の必要性については、過去の定例会でも取り上げさせていただき、認知度も上がってきているのではと感じています。

特に、事業承継税制の特例措置は、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限撤廃や納税猶予割合の引上げなど、事業承継を予定している事業者にとって、非常に有効な制度になっています。

この事業承継税制の特例措置を受けるためには、延長に延長を重ねて、来年の3月までに特例承継計画を策定し、県知事に申請する必要がありますので、改めて制度を周知していく必要があるのではないかと考えています。

そこで、本制度の周知を含め、事業承継全般に関する県の取組について、商工労働部長にお尋ねをいたします。

〔商工労働部長上田哲也君登壇〕

○商工労働部長(上田哲也君) 事業承継税制は、非上場中小企業の株式などを先代経営者から譲り受けた後継者が知事の認定を受けると、贈与税や相続税が猶予または免除となるものです。事業承継を行う中小企業者にとって大変有益な制度であり、商工会及び商工会議所の経営指導員による相談対応や事業承継に関するセミナー等の機会を通じ、周知を進めているところでございます。

こうした取組の結果、昨年度末までの本県における特例措置の認定数は、延べ198件と着実に伸びてまいりました。

議員御指摘のとおり、特例承継計画の提出期限が来年3月までと迫っておりますが、本制度に関する国の今後の検討状況も注視しながら、引き続き事業者への周知を進めてまいります。

また、事業承継は喫緊の課題と認識しており、その取組を加速化させることが大変重要と考えています。

私自身、事業承継の効果や課題等を把握し、今後の施策に反映させるため、先月、阿蘇地域を訪問し、事業を承継された経営者の皆様と意見交換を行ってまいりました。いわゆるのれんと言われる数字では表せない資産も含めて、事業者の皆様がこれまで培ってきた価値ある経営資源を次世代に引き継いでいくことの大切さを改めて実感することができました。

県では、取組の加速化のため、専門性の高い特任経営指導員による伴走型支援のほか、メディアを活用した周知啓発、事業承継の各段階で必要となる経費の助成、県融資制度による金融支援など様々な支援策を展開してきました。

こうした取組の効果もあり、県内市町村の取組も活発化しており、現在までに14の市町村で商工団体や金融機関等との連携協定を締結されています。

さらに、人吉・球磨地域では、本年3月、管内の全市町村と農林畜産業団体を含む22の団体等が参画する広域での連携協定も締結されました。

このような地域ぐるみでの取組を総合的に支援するため、県では、今年度、市町村単位だけでなく、広域で実施するアンケート調査や機運醸成のためのセミナー等に要する経費を助成する事業を新たに実施し、一層の促進を図ってまいります。

今後とも、商工団体や事業承継・引継ぎ支援センター等の関係機関と連携し、様々な支援策を効果的に活用しながら、県内中小企業者の事業承継を強力に後押ししてまいります。

〔前田憲秀君登壇〕

○前田憲秀君 事業承継に関しましては、これまでも、期間が延長されるたびに質問と要望で訴えてまいりました。この取組は、中小企業者にとって大変有益な制度との見解。私も全く同感でございます。部長の力強い何か答弁を感じました。

ただ、これまでも、報道の中で、関係団体の話のインタビューのシーンを見ると、この制度がまだ周知されていないとの話を毎回のように入ります。特例措置の認定数は198件と着実に伸びているとのことですが、最後までこの制度の周知、様々な利用者の体験談などを紹介して、これからの県の経済を支える重要な施策の一つとして取り組んでいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

時間も何とか間に合ったようでございます。

残り、要望として、特殊詐欺の被害拡大を防げというテーマで要望させていただきます。

先週の報道で、県内の特殊詐欺被害が今年異例のペースで拡大しています。このため、県警は、歴史的被害として注意を呼びかけているとの報道がありました。今年1月から5月20日までの被害件数は88件、被害総額は約4億1,300万円に上るとのことです。これは、昨年5月末までの28件、1億5,700万円を大きく上回っており、過去最悪であった2014年の6億4,000万円を上回るペースとのことです。

これを受けて、県内では、4月に初めて全県アラートが発令されましたが、被害は拡大をしています。高額な被害も目立ち、4月には、熊本市内で70代と80代の女性が合計1億5,000万円の被害に遭っています。手口としては、オレオレ詐欺が57.5%と断トツであり、次に架空料金詐欺が27.4%と続きま

す。被害年齢は80歳以上が30.1%、70歳代が11%と、高齢者層が全体の約3分の1以上を占めるものの、20歳代が12.3%、30歳代が12.3%と、若年層の被害も報告されています。さらに、被害金交付手段は、ATM等の店舗内が28%、ネットバンキングが19.2%、そして驚くことに、手渡しが31.5%を占めるとのことです。

県警では、電話で「お金」詐欺被害防止コールセンター、通称むさし安心コールの運用を継続中ですが、防犯機能つき電話機等の購入支援や被害防止支援員、でんでんむし隊の運用は、昨年で予算が切れているとのことです。

私の身内でも詐欺被害の未遂が起こり、他人事でもなく、できる限りの防止策を講じなければと強く感じているところです。

こうした状況を踏まえた上で、警察本部におかれましては、被害を未然に防ぐ新たな防止策を早急に検討し、補正予算を検討してでも、県民への安心、安全な社会構築に努めていただくことを強く要望いたします。

警察本部においてはと言いましたけれども、知事部局でもしっかり連携をして、何とかこの被害を未然に防ぐ、こういう施策を検討していただきたいというふうに思っております。

以上、質問と要望を終わらせていただきました。

時間が足りないのではないかと思いますけれども、余裕で終わらせていただくことができました。しっかりこれからも勉強を重ねて、また議論に参加をさせていただきたいと思っております。

最後まで御清聴、誠にありがとうございました。(拍手)